

次世代育成支援についての行動計画

令和 7年 3月 31日

妊娠中の職員及び子育てを行う職員が、就業と家庭生活の両立を円滑に進めることができるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和 12年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休暇や育児休業につき、女性職員が100%取得できるよう職場環境を整備する。男性職員の育児休業の取得率を10%まで引き上げることを目標とする。
また、子の看護等・介護休暇等の制度の周知を図り、取得の促進を図る。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 対象職員に随時説明を行い、周知を図る。

法人幹部が主体となって、職場長に対し、法人が定める育児・介護休業制度（以下「育児等休業制度」という。）についての啓蒙・教育を図り、取得促進への理解の醸成を図る。また、職員がいつでも育児等休業制度の内容を確認できるように掲示等を行う。

産休・育休取得中の代替え要員の確保について、必要に応じて随時具体化を図る。

男性職員が育児休業の取得促進を進めていくために、各職場への周知徹底を図る。法人が定める育児休業制度について、職員が閲覧できるように見やすい場所への掲示等行う。

男性の育児休業についての理解を深めるため、職員に対し、ジェンダー平等の啓蒙およびパンフレットの配布等の広報活動を通じ、男性職員が積極的に育児休業を取得できる環境の整備を行う。